

請願第 5 号



令和5年6月15日

盛岡市議会議長 様

紹介議員

豊村 徹也

住所

岩手県盛岡市

氏名 政策立案有志市民会 安部茂樹

連絡先



市政参加促進等を目的として市議会に提出される陳情の取扱変更を求める請願

請願 趣旨

私たち市民が地方行政・議会に関心を持ち、市政及び市議会に参加し、政策提言する場合、請願・陳情は有効な手段であり、法律上の権利として保障されています。

しかし、議会採否が行われる請願には紹介議員が1名必要であり、紹介議員を1名も得られない場合、市民にとって、どれだけ公益性が高く、重要な政策であっても、請願ではなく、議会採否が行われない陳情とせざるを得ない現状にあります。

4年に1度の選挙における1人1票の投票行動に比べ、臨機応変かつ直接的に市政に政策提言できる政治参加への障壁が高い現状は、市議会への信頼性を高めるよりも信頼性を失う危険性が否定できない状況と考えます。

上記危険性は、政策提言の内容に関わらず、盛岡市在住の住民からの請願であれば、原則として、議員紹介を断らない、と言った慣例があればルール化する必要性は薄いと言えます。しかし、実態は個々の議員の政治信条ないしは会派の意向が市民の意向より優先される制度的な欠陥の可能性が否定できません。

選挙の際に、市民の意向に則った意思決定を行うことを期待され、投票・選出されている全議員中1名も紹介議員を引き受けない場合、公益性の高い政策提言が議会で議論・採否されない陳情扱いに留まることは市民にとって、機会損失となると考えます。

このような議会制度上の問題を看過した場合、公共政策上、重要性や緊急性が高くても議員の専門的知見・判断・守備範囲を超える政策提言、政策提言提出時に構成されている議員にとって不都合な政策提言（特に市民利益と、議員利益ないしは会派利益が相反する場合）が請願と同様に取り上げられないことは議会本来に想定・期待されている存在意義を失いかねないと危惧します。一方で、盛岡市議会基本条例第7条（請願及び陳情）第2項「陳情は、内容が請願に適合するものであり、かつ、特に必要と認められた場合には前項の例による」と規定されており、議会次第で実施可能であると考えます。

ただし、実態として、地方自治の本旨たる住民自治の実践としての政治参加への抑止力として働きかねない危険性を否定できない現状は、盛岡市議会基本条例第2条（議会の活動原則）「(2) 市民に開かれた議会を目指す中で、市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること」を要請する条文に反すると考えます。

以上より、市政への市民参加を促す基盤整備の方策として、以下事項を請願します。

請願 事項

市民の市政参加促進及び市議会の活性化、議会に対する信頼性の向上を目的として、市議会に提出される陳情を原則、請願と同様に委員会及び本会議で採否を決すること。

なお、盛岡市民以外の陳情及び盛岡市民の公益に関わらない事項などについては、担当委員会で判断したのち、必要と認められた場合を除き、これまで通りの取扱とすること。